

京都府警察における障害者である職員の任免の状況について  
(令和4年6月1日現在)

京 都 府 警 察

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第2項の規定に基づき、京都府警察における障害者である職員の任免状況（令和4年6月1日現在）を下記のとおり公表します。

記

1 任免状況等

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数(A)	障害者である職員の数(B)	実雇用率(B/A) ※法定雇用率2.6%	法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者の数(C)
731.0 人	19.0 人	2.60 %	0.0 人

- ※1 短時間勤務職員（過当たりの勤務時間30時間未満の職員）は、0.5人に換算するため、人数に小数点以下が生じることがある。
- ※2 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数については、他の情報と照らし合わせることにより、特定の職員の障害の種類や程度等が類推されるおそれがあるため、公表を差し控える。
- ※3 「法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者の数(C)」とは、(A)の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から、(B)の障害者である職員数を減じて得た数である。

2 障害者雇用推進者

警務部長 高清水 善弘

3 「京都府警察障害者活躍推進計画」及びその実施状況を公表しているHP

<http://www.pref.kyoto.jp/fukei/shokai/kohyo/shogaisyakatsuyaku.html>